② 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・ 急病人の血液型や家族の連絡先を医師や看護師に伝える場合
・ 大規模災害や事故等の緊急時に、負傷者情報を家族に提供する場合
・ 暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を企業間で共有する場合
・ 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報を求められ、これに応じる必要がある場合

なお、財務省関係事業者は、人の生命、身体又は財産の保護の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・ 地域がん登録事業及び院内がん登録事業において、がんの診療情報等の提供を求められ、これに応じる必要があるとき。
・ 感染症の予防のための調査に応じるとき。
・ 児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要があるとき。

なお、財務省関係事業者は、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して財務省関係事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・ 任意の求めに応じて、警察、税務署又は税関に対して個人情報を提出する場合
・ 一般統計調査に回答する場合

なお、財務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして第三者提供の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

⑶ いわゆる「オプトアウト」【法第23条第２項・第３項関係】

財務省関係事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、⑴及び⑵の規定（法第23条第１項）にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

① 第三者への提供を利用目的とすること。
② 第三者に提供される個人データの項目

（例）

・ 氏名、住所、電話番号
・ 氏名、商品購入履歴

③ 第三者への提供の手段又は方法

（例）

・ 書籍として出版
・ インターネットに掲載

④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

ただし、財務省関係事業者がこの規定による第三者提供を行っている場合であって、②又は③の規定に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（いわゆる「オプトアウト」の例）

・ 住宅地図業者（表札を調べて住宅地図を作成・販売等）やデータベース事業者（名簿の作成・販売等）が、あらかじめ①から④の規定に掲げる事項を自社のホームページに常時掲載（２．⑨の規定参照）し、本人からの停止の求めを受け付けられる状態にしてから、販売等する場合

⑷ 「第三者」に該当しないもの【法第23条第４項・第５項関係】

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、⑴から⑶までの規定（法第23条第１項から第３項まで）にかかわらず、財務省関係事業者は当該個人データを提供することができる。

① 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
② 合併、分割又は営業譲渡等による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
③ 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、当該共同利用をする前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

ア 共同利用をする旨
イ 共同して利用される個人データの項目
ウ 共同して利用する者の範囲
エ 利用する者の利用目的
オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

ただし、イ又はウの規定に掲げる事項を変更する場合（７⑴の規定参照）は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、エ又はオの規定に掲げる事項を変更する場合（４⑵①の規定参照）は、変更する内容について、変更前にあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

８．保有個人データの開示等に関する義務

⑴ 保有個人データに関する事項の公表等【法第24条関係】

① 財務省関係事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

ア 当該財務省関係事業者の氏名又は名称
イ すべての保有個人データの利用目的（５⑷①から③までの規定（法第18条第４項第１号から第３号まで）に該当する場合を除く。）
ウ 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続（⑺の規定（法第30条第２項）により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）
ⅰ）利用目的の通知の求め（②の規定（法第24条第２項）参照）
ⅱ）開示の求め（⑵①の規定（法第25条第１項）参照）
ⅲ）内容の訂正、追加又は削除の求め（⑶①の規定（法第26条第１項）参照）
ⅳ）利用の停止又は消去の求め（⑷①の規定（法第27条第１項）参照）
ⅴ）第三者提供の停止の求め（⑷②の規定（法第27条第２項）参照）
エ 当該財務省関係事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
オ 当該財務省関係事業者が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先